

別記様式

議 事 録

| | |
|-------------------|---|
| 会議の名称 | 岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会 |
| 開催日時 | 令和4年2月18日(金)午後2時00分から午後3時15分まで |
| 開催場所 | 市役所7階 第2・3委員会室 |
| 出席者 (欠席委員・説明者) | 汲田委員長、河村副委員長、伊藤委員、日比野(充)委員、犬飼委員、鈴木委員、日比野(光)委員、中村委員、柴田委員、小林委員、宮田委員 欠席委員：平松委員、山田委員 説明者：長寿介護課長、介護保険グループ長、同担当、長寿福祉グループ長、地域包括支援センター |
| 会議の議題 | (1) 総合事業の新規指定について (2) 介護給付適正化事業の進捗について (3) 地域包括支援センターの事業評価について (4) 地域包括支援センターにおける包括支援事業の実施方針について (5) その他 |
| 議事録の作成方法 | ■要点筆記 □全文記録 □その他 |
| 記載内容の確認方法 | ■会議の委員長の確認を得ている □出席した委員全員の確認を得ている □その他() |
| 会議に提出された資料の名称 | ・介護予防・日常生活支援総合事業の新規指定について(資料1) ・介護給付適正化事業の進捗について(資料2) ・地域包括支援センターの事業評価について(資料3) ・岩倉市の地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針(資料4-1) ・岩倉市地域包括支援センター委託先居宅介護支援事業所一覧、岩倉東部地域包括支援センター委託先居宅介護支援事業所一覧(資料4-2) |
| 公開・非公開の別 | ■公開 □非公開 |
| 傍聴者数 | 0人 |
| その他の事項 | |

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 委員長あいさつ

2 議事

議題（1）総合事業の新規指定について

資料1に基づいて事務局より説明

委員 第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画には、2020年10月現在で、サービス付き高齢者向け住宅が2ヶ所、有料老人ホームが1か所という記載があります。ヘルパーステーションすずらん岩倉市は有料老人ホーム併設ということですが、有料老人ホームは現在2か所ということですか。

事務局 昨年度、2021年2月に住宅型有料法人ホーム エルステージ岩倉という有料老人ホームができました。今年度当初は2か所でしたが、住宅型有料法人ホームすずらん岩倉市を加えて、現在、市内の有料老人ホームは3か所となっています。

議題（2）介護給付適正化事業の進捗について

資料2に基づいて事務局より説明

委員長 介護給付適正化事業の目標におけるケアプランチェックの件数、90件は何かにて定められている件数ですか。岩倉市で定めている件数ですか。

事務局 岩倉市で定めている件数です。過去の実績件数に目標とする分を加えた件数としております。

委員長 実績を見ると163件となっています目標値はもう少し高くても良かったのではないですか。

事務局 昨年度書面でしか行えなかったということもあり、今年度は件数が多くなっています。

委員長 住宅改修の訪問調査が昨年度2件、今年度1件ということですが、どういった基準で対象を定めていますか。

事務局 令和元年度以前は契約金額が20万円以上の工事を対象としていました。令和2年度、新型コロナウイルス感染症が広がってからは、高齢者宅にお

伺いするのは控えた方が良いという考えで、書類では確認できない工事について現地確認を行っています。

議題（3）地域包括支援センターの事業評価について

資料3に基づいて事務局より説明

委員 評価と課題の3つ目に「夜間・早朝・平日以外の窓口」とありますが、実際にそういった窓口はありますか。また、周知のありかたはどうなっていますか。

事務局 現状、夜間・早朝・平日以外に常時地域包括支援センターの職員が常駐している窓口はありません。留守番電話による対応となっております。

事務局 市役所としても夜間・早朝・平日以外の対応は難しいところですが、宿直は平日以外も24時間対応となっており、緊急の要件であれば、担当課の職員に連絡することになっています。あくまで例外的な対応となりますので、一般に周知していないのが現状です。

委員長 評価指標及び評価結果（4）の地域ケア会議について、昨年度も今年度も77.8%になっています。項目数にも変化がありませんが、何か試みたのでしょうか。

事務局 評価指標及び評価結果（4）の地域ケア会議については、2項目が未達成となっています。
未達成となっている項目の一つ目は「地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか」であり、そういった開催計画がないということで未達成となっています。二つ目は「センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか」であり、運営方針が定まっていないため、未達成ということになっています。
令和4年度から改善できるよう、現在検討中です。

委員長 今後、開催計画・運営方針については整えていく予定ですか。

事務局 全国との比較を行うことで、他自治体で達成できている項目等、改善できるところから取り組んでいきたいと考えています。

委員 評価指標及び評価結果において、例えば、「1組織・運営体制等」であれば、指標が19項目あり、14項目が達成と記載されています。しかし、各項目がどういったものであるのかはわかりません。

今回は口頭で説明を受け、皆さん了承されると思います。

次回は資料のボリュームは多くなるかもしれませんが、達成できている項目、達成できていない項目はどういった項目かわかるような資料の作り方をしてほしいです。

事務局 今後はそういった資料の作り方を考えていきたいと思います。

議題（４）地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針について
資料４－１に基づいて事務局より説明

事務局 主な変更点としては、「６ 地域ケア会議の運営方針」について、

- （１）地域ケア個別会議
- （２）地域課題会議
- （３）地域ケア推進会議

とさせていただきます。今年度までの実施方針では、

- （１）地域ケア個別会議
- （２）小地域ケア・ネットワーク会議
- （３）地域課題会議
- （４）地域ケア推進会議

となっていました。

『地域課題の中で「地域で解決し得る課題」について、民生委員をはじめとする地域住民等や生活支援コーディネーター等の関係者と協議する』小地域ケア・ネットワーク会議を設けていましたが、今後は地域ケア個別会議における地域ケア会議を充実させることを検討しています。

地域ケア個別会議における地域ケア会議で『地域課題の中で「地域で解決し得る課題」について、民生委員をはじめとする地域住民等や生活支援コーディネーター等の関係者と協議する』ことも行い、地域課題会議につなげていく、という方針に変更させていただきます。

別表の地域ケア会議実施フローチャートにおきましても、地域ケア個別会議内の小地域ケア・ネットワーク会議を削除させていただきますのでよろしく願いいたします。

委員 地域ケア個別会議・地域課題会議について、構成員と開催頻度、どのような事案が出たときに開催されるのか、を教えてください。

事務局 地域ケア個別会議については、支援が難しい事案が発生した場合にケアマネージャーから事例の提出があり、行政、地域包括支援センター、必要に応じて、サービス事業所、法律の専門職、医療の専門職等を個々に出席依頼し、個別ケースの対象者のケアについて議論するという場です。開催は

随時となっており、令和2年度以降はコロナ禍で開催数が減っておりますが、令和元年度は15回の開催がありました。
地域課題会議については、現在どう開催していくか検討中となっております。

委員 支援が難しい事例が出てこなければ、地域ケア個別会議は開催されないということですか。

事務局 事例の提出がなくても、地域の課題を議論する場合があります。

委員 ケアマネージャーは事例をどこに提出するのですか。

事務局 地域包括支援センターです。

委員 事例が提出されなければ開催されないということですか。

事務局 原則はそうなります。

委員 市民が個人的に事例を提出してはいけないのですか。

事務局 個人的な事例は相談として受け付け、支援することになりますので、その事例から地域ケア個別会議を開催することはあり得ます。
通常の支援を行って、順調にいけば開催することはありませんが、その事例が上手くいかないときは、地域ケア個別会議を開催し、専門職が集まって議論するというようになります。

事務局 ケアマネージャーや地域包括支援センターが関わってなくても、病院からの相談で地域包括支援センターにつながり開催に至る場合もあります。

委員 地域課題会議は検討中ということですが、開催される場合には、構成員は地域ケア個別会議に参加するようなメンバーになるのですか。

事務局 法律や医療の専門職を交えながらの開催になります。

委員 病院にある相談窓口のような感じになるのですか。

事務局 地域ケア個別会議は個別の対象者の課題を解決を目指すものですが、同じような事例が複数あると、地域に不足している資源や必要な取組等の課題が見えてきます。そういった課題を議論して、地域ケア推進会議に提言していくという役割が地域課題会議です。

委員 地域ケア個別会議、地域課題会議、地域ケア推進会議と3つの会議がありますが、それぞれ構成員や開催頻度、開催される場合を説明するような資料を事前に作成しておいた方が良いのではないですか。

事務局 ご意見を踏まえて改善したいと思います。

委員 地域ケア個別会議の構成員は専門職が多いという印象ですが、地域の様々な主体が参画し、地域をともにつくっていくという地域共生社会の理念はどこで反映されるのですか。

事務局 現在、地域ケア会議のあり方を議論しているところですが、地域ケア個別会議に民生委員さんにもご出席いただき、地域や対象者の実情を話していただきたいと考えています。

委員 それはこれまでも、小地域ケア・ネットワーク会議で話しましょうという方針だったと思いますが、その方針を変更するという説明でした。方針として変更するのは良いですが、民生委員でなくても、地域の方の声がどういう形で反映されるか、地域ケアということの意味も考えなくていけないと思います。地域の課題を抽出する会議の構成員に一般の方の存在が見えません。実際に困っている人については、本人なり、家族なりが地域包括支援センターに相談すれば、支援して、意見を吸い上げてくれるということでしたが、当事者ではなくても、意見を吸い上げてもらえれば、地域を支えている実感が得られると思います。

委員 行政としては個別の意見を聞くだけなのですか。政策形成において、合議制というものをどう認識しているのですか。

事務局 地域ケア個別会議については、個別の事例の課題を解決するために関係者を中心に集まって開催するものです。地域の課題を解決するためには民生委員さんや商店主の方など、地域の実情に詳しい方の意見をいただく必要があると考えています。現在は、地域の方の意見を地域ケア会議や地域課題会議にどうやって反映させていくかを検討している段階です。地域ケア個別会議はありますが、地域課題会議をどのように開催していくかは申し上げられない状態です。

委員 行政としては意思決定を行ったときに、何か問題が起こる可能性はあります。そうなった場合に、どういう構成員の意見を取り入れたのかということが問われることもあると思います。

事務局 そういった視点で考えることも必要であるという認識です。

委員 地域課題会議の構成員に民生委員さんは入っていないのですか。

事務局 地域課題会議は開催できておりませんので、構成員も含めて検討中です。

委員 地域ケア個別会議の構成員に民生委員さんは入っていないのですか。

事務局 現状の地域ケア個別会議における地域ケア会議では、民生委員さんは参加していない事例もありますが、権利擁護の必要がある場合など、民生委員さんに参加していただいている事例もあります。
一般住民の方の場合は守秘義務の問題もあり、参加していただいている事例はありません。

委員 現状でも民生委員さんは参加されているのですね。

事務局 どの事例でも参加をお願いしているということではなくて、事例によって、民生委員さんの参加が必要であると判断した場合は出席を依頼している、ということです。

委員 他市のやり方等、参考にしているモデルはありますか。

事務局 基本的な流れは厚生労働省から示されていますが、会議のメンバー等は例示され、その他必要に応じて参加とされていますので、会議のメンバーはその都度考えています。

委員長 地域ケア会議のフローチャートとしては全国的に示されています。
地域ケア個別会議には、基本的にケアマネージャーが抱えている事例が提出されることと思います。地域ケア個別会議は、提出された事例を様々な角度から話し合っ、その事例のなかから、事例を提出したケアマネージャーだけではなく、他のケアマネージャーも同じように悩んでいるような、市内の社会資源やシステム、制度が良くないから苦しんでいるようなものを上位の会議に諮って、条例を作ったり、施策にしたり、サービスを増やしたりしないと解決しないようなものを、政策・計画に反映するというふうに進んでいくための一番最初の会議です。
今まで開催していた小地域ケア・ネットワーク会議を地域ケア会議に置き換えるという説明で良いですか。

事務局 小地域ケア・ネットワーク会議は、地域包括支援センターが各地区で日程を決めて、民生委員さんや地域の方々に集まっていただき、市の職員も出向いて開催してきました。令和2年度以降、コロナ禍で開催が難しいということや、数年開催してきて役目を果たしたのではないかということもあり、小地域ケア・ネットワーク会議を廃止し、その役割も地域ケア個別会議における地域ケア会議が担っていこうということで、実施方針の中から小地域・ケアネットワーク会議という名称を削除したということです。

委員長 地域ケア個別会議における地域ケア会議と小地域ケア・ネットワーク会議は機能が異なるのではないですか。

事務局 今までの小地域ケア・ネットワーク会議の機能も吸収して、地域ケア個別会議における地域ケア会議を発展させるというイメージです。

委員長 吸収するということはケアマネジャーが困っている事例だけが提出される、という会議ではなくなる、ということですか。

事務局 ケアマネジャーが困っている事例に加えて、地域の課題を検討することも行っていきたいと考えています。
地域ケア個別会議における地域ケア会議では、個別の事例を検討するだけではなく、複数の事例に見られる地域の課題も検討し、行政的に必要な措置等も検討する役割も担いたいと考えています。それができれば、今まで地域ケア個別会議として地域ケア会議と小地域ケア・ネットワーク会議という二つの会議を開催してきたものが、一つの会議の中で行えるということになります。
具体的にどのように行っていくかは現在検討中です。

委員長 今までの各会議の役割、これからの各会議の役割を含めて説明しないと、今まで小地域ケア・ネットワーク会議に取り組んでこられた方は納得されないと思います。

委員 地域ケア会議の方法は厚生労働省が示しているものもありますし、市の第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の中にも示しています。計画どおり行うことを期待していないのであれば、別にこうやって実施方針を作成しているので、その方針の中で、この会議はどういった人たちによって構成され、どういった役割を果たしていくのか、説明できるような資料を作成するとわかりやすいと思います。

委員 地域ケア会議に諮られる事例には、困難ケースとして、独居、虐待、認知症、成年後見等の問題がある事例が多々あると思います。地域課題会議ができるまで、そういった問題を包括的・横断的に分析するような機会はありませんでしたか。

事務局 いままでも地域ケア個別会議を重ねて、例えば、買物で困っている人がいるとか、そういった横断的な分析も行ってはいましたが、どちらかというと、個別的な対応に重点が置かれていました。

委員 事例を一つ一つ積み上げても、分析を行ってこなかったという反省があると思います。今後、政策を提言していくにあたって、地域課題会議は非常に重要だと考えていますし、期待もしています。この地域に何が足りていないのか、いくつか考えられることはあると思いますので、この地域ケア推進会議に一つでもあげていただくよう、よろしくお願いします。

委員 困難ケースとして、虐待や権利擁護が事例として提出された場合はどう対応していくことになっていますか。

事務局 虐待ケースの場合は、地域ケア会議とは別の仕組みで、高齢者虐待防止法に基づいた対応となり、分離や保護を個別的に対応していくこととなります。高齢者虐待防止ネットワーク会議に諮られることになり、地域ケア会議のフローチャートとは異なる仕組みになります。

事務局 虐待の疑いがありましたら、虐待ケース会議に諮られ、実際に虐待ということになれば、虐待コアメンバー会議を開催し、分離等の措置を進めていくこととなります。地域ケア会議に諮られた事例でも虐待の疑いがあれば、虐待のケース会議に移行していくことは考えられます。

委員長 この議題は承認事項となっております。

6 地域ケア会議の運営方針については、各会議の内容について検討していただくということを付帯し、いままでの会議の役割をどうやって取り込むのか説明していただくということを要望したうえで、1から9の実施方針について諮ります。

地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針について、ご承認いただける方は挙手にてお願いします。

(承認)

ご承認ありがとうございます。

資料4-2に基づいて事務局より説明

事務局 地域包括支援センターは要支援と認定された方のケアプランを作成してサービス提供を行うことになっております。要支援の方の全てのケアプランを直接作成するはできませんので、居宅介護支援事業所に業務を委託しております。委託契約を結ぶ際には、その都度、市に報告しておりますが、高齢者保健福祉計画等推進委員会に毎年度承認をいただくこととなっておりますのでよろしくお願いいたします。

ご質問がないようですので、地域包括支援センターの委託先居宅介護支援事業所について、承認してくださる方は挙手にてお願いします。

(承認)

ご承認ありがとうございます。

3 その他

事務局より新年度の開催予定について連絡

第1回は6月の開催を予定しています。委員長と日程を調整し、決まり次第改めて通知します。